

別表七の二付表二「連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整 計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が法第81条の9第2項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる場合若しくは同条第5項各号に規定する場合に該当する場合若しくは法第81条の10第1項（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下「欠損等連結法人」といいます。）である連結法人が同項に規定する政令で定める事由に該当する場合又は連結法人が平成22年改正法附則第26条第4項若しくは第7項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第2条の規定（平成22年改正法附則第1条第3号ロ（施行期日）に規定する組織再編成等以外の改正規定に限る。）による改正前の法（以下「平成22年旧法」といいます。）第81条の9第2項各号（連結欠損金の繰越し）に掲げる場合若しくは平成22年改正法第2条の規定（平成22年改正法附則第1条第3号ロに規定する組織再編成等以外の改正規定を除く。）による改正前の法（以下「平成22年10月旧法」といいます。）第81条の9第4項各号（連結欠損金の繰越し）に規定する場合に該当する場合に使用します。

なお、この明細書は、法第81条の9第6項に規定する連結欠損金個別帰属額（以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。）に係る連結欠損金額が生じた連結事業年度ごとに記載してください。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「1」から「8」まで、 「10」から「14」まで、 及び「16」から「21」 までの各欄の内書	法第81条の9第3項に規定する特定連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「連結親法人又は特定連結子法人若しくは旧法第81条の9第2項第2号に規定する連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの1」及び「特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの4」の各欄	法第81条の9第2項第1号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（同項の連結親法人又は同号に規定する特定連結子法人が法第81条の10第4項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。）又は平成22年旧法第81条の9第2項第1号若しくは第2号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（同項の連結親法人又は同号に規定する連結子法人が平成22年旧法第81条の9の2第3項（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する場合に該当する場合における同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。）を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額 2」、「連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額 5」及び「連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額 8」の各欄	法第81条の9第2項第2号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（欠損等連結法人である連結親法人又は連結子法人の法第81条の10第2項第1号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額、欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有する同条第3項に規定する内国法人の残余財産が確定する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び法第81条の9第2項の連結親法人又は連結子法人が法第81条の10第5項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。）又は平成22年旧法第81条の9第2項第3号に定める欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額（欠損等連結法人である連結親法人の平成22年旧法第81条の9の2第2項第1号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額及び連結親法人が平成22年旧法第81条の9の2第4項に規定する場合に該当する場合における同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除きます。）を記載します。	これらの欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細を別表七(一)付表一及び別表七(一)付表二に所要の調整を加えたものに記載して添付します。
「連結内適格合併等による引継額」の各欄	連結法人を合併法人とする適格合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とするものが行われた場合若しくは当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合又は当該連結法人と連結完全支配関係がある他の連結法人との間で当該連結法人を分割承継法人とする平成22年改正前の法人税法施行令第155条の21第2項第2号（連結欠損金個別帰属額等）に規定する合併類似適格分割型分割が行われた場合に記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結欠損金個別帰属額の加算額 13」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 残余財産が確定した他の連結子法人に株主等が二以上ある場合 「8」＋（「12」を当該他の連結子法人の発行済株式又は出資（当該他の連結子法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結子法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額） (2) その他の場合 「8」＋「12」	
「離脱をした連結子法人の連結欠損金個別帰属額の前期末の金額 14」	法第4条の5第1項又は第2項（第4号及び第5号に係る部分に限ります。）（連結納税の承認の取消し）の規定により法第4条の2（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。	
「連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額 15」	当該連結事業年度において法第81条の31第3項（連結欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用を受けた場合にその基礎となった連結欠損金額に係る各連結法人の令第155条の21第2項第4号に定める金額を記載します。	
「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額 17」	法第81条の9第5項第3号又は平成22年10月旧法第81条の9第4項第4号に定める金額を記載します。	当該金額に関する明細を別表七(一)付表一から別表七(一)付表三までに所要の調整を加えたものに記載して添付します。
「欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額 18」	欠損等連結法人の令第155条の22第9項各号（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）又は平成22年改正前の令第155条の21の2第9項第1号（特定株主等によって支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越し）に定める金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額を記載します。	
「連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額 21」	次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。 (1) 最初の連結事業年度の場合……「3」又は「6」の金額 (2) その他の連結事業年度の場合…「20」の金額	

3 根拠条文

法81の9、法81の10、平成22年改正前の法81の9、平成22年改正法附則26